最終更新日：2023年10月13日
成友興業株式会社
代表取締役社長 細沼　順人
問合せ先：経営企画部　03-3538-4111
証券コード：9170
https://seiyukogyo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、企業価値の継続的な向上を実現するために、効率的かつ公正で透明性の高い経営及び経営監視機能の強化を目指すとともに、法令遵守の徹底及び迅速かつ正確な適時開示により、株主、顧客、社会及び従業員等のステークホルダー各位から信頼される会社となることであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２④．議決権の電子行使、招集通知の英訳】
現状に於いて海外投資家がいないため、英訳をしていません。今後の株主動向等を踏まえ検討していきます。

【補充原則２－４①，中核人材の登用等における多様性の確保】
中核人材の登用等における多様性の確保についての測定可能な目標及び実績、社内環境整備の実施には、処遇/給与/考課/管理職の役割/採用などの人事諸制度の見直し時間が必要であり、制度設計が終了した後に開示する方向で検討しております。

【補充原則３－１②．英語での情報開示・提供】
現状、当社に海外投資家はいないため、英語での情報開示はしておりませんが、今後、海外投資家比率が増加した場合は充実を図ってまいります。

【補充原則４－１③．最高経営責任者等の後継者の計画】
当社は、現時点では最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画はありませんが、企業が将来に亘って継続的に成長していくためには経営を司る後継者の育成が重要な要素であると認識しております。経営理念や経営戦略を踏まえて、次世代の経営者育成に向けて関連業団体に委員として出席し、知見、人脈開発を行っております。

【補充原則４－２①．業績連動報酬の設定】
当社の取締役の報酬額につきましては、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役職及び役割を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づいた報酬基準とすることを基礎としつつ、委員の過半数が社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、取締役会が指名・報酬諮問委員会の答申を尊重して決定することで、客観性・公平性のある報酬制度を設計しております。
長期的な業績及び株主価値との連動性をより一層高めるため、業績連動報酬・株式報酬などのインセンティブプランについては、今後の課題として指名・報酬諮問委員会を通じて検討を進める予定としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４．政策保有株式】
当社は取引関係の維持・強化を目的に政策保有目的で株式を保有いたしますが、主要な政策保有株式については毎年取締役会において、中長期的的な経済合理性の検証を行い、継続的に保有するか否かを判断いたします。その結果、継続保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減する方針です。（2022年９月期に一部政策保有株式を売却いたしました。）
また、政策保有株式に係る議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、統一の基準を設けていません。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、子会社との取引を除き、関連当事者取引を行わない方針であります。
やむを得ず関連当事者取引を行う場合は、取引の必要性、代替可能性、取引価格の妥当性等を検討し、当社及び一般株主の利益を害することがないことを確認のうえ、取締役会により取引実施の判断を行います。関連当事者取引が発生した場合は、当該取引は監査等委員会の監査対象といたします。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金として確定拠出年金を採用しており、確定拠出年金の運用については従業員自身が行っております。当社は、従業員の安定的な資産形成を図るべく、資産運用について高い専門性を有する運営管理機関を選定しており、従業員に対して資産運用に関する教育を実施しています。また、今後、確定拠出年金における運用商品の追加等を行う場合は、その選定に際し、運用に関する適切な資質を持った人物や第三者機関の助言を得るなど、従業員の安定的な資産形成につながる体制を構築してまいります。

【原則３－１．情報開示の充実】
(ⅰ)企業の目指すところ（経営理念）、経営戦略、経営計画
「循環・共生・成長し続ける」を更に推進していくため、常にその先のミライを考える企業を目指します。SDGsの17の目標を企業行動に繋げ、時代や状況の変化に柔軟かつ迅速に対応することにより、持続可能で地球環境にやさしい都市更新を下支えし事業を推進してまいります。経営戦略

及び経営計画につきましては、ホームページ（https://seiyukogyo.co.jp/）にて開示する予定であります。

（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「Ⅰ-1．基本的な考え方」に記載のとおりです。また、今後は当社ウェブサイト等に掲示する予定です。

(ⅲ)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項　【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定の開示内容」をご参照ください。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役並びに監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、指名・報酬諮問委員会の評議を反映して、役員規程において定められた事項等を決定し、総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、名古屋証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、取締役および監査等委員候補者の選任理由については株主総会招集通知並びに有価証券報告書に記載しております。
なお、執行役員の人事については、取締役会にて決議することとしております。

（ⅴ）取締役会が上記（Ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査等委員候補の指名を行う際の個々の選解任の理由については株主総会参考書類に記載をすることとしております。

【補充原則３－１③．サステナビリティについての取組み等】
当社は、経営戦略等の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示するよう努めてまいります。当社グループは行動指針を「私たちは、e Synergy System及び品質環境方針の下、SDGs及びESGの責務を果たす国際社会の一員として、企業の社会的責任を自覚するとともに、地球環境や社会の持続的発展に寄与するため中長期的な価値創造に挑み続けます。」と定めております。

【補充原則４－１①．経営陣に対する委任の範囲】
当社取締役会は法令および定款ならびに取締役会規程において定められた事項等を決定しております。
また、社内規程において各職位における決裁基準を定め、これに基づきそれぞれの事項について審議ならびに決裁を行っております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び名古屋証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則４－10①．指名・報酬諮問委員会の設置】
当社は、取締役の報酬に係る取締役会の機能独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長及び独立社外取締役の中から選任された取締役で構成された3名以上であり、その過半数は独立社外取締役でなければならないとしております。詳細は、当報告書「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】」をご確認ください。

【補充原則４－11①．取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
当社取締役会において建設的で有効な議論が行われるためには取締役が15名以内（監査等委員である取締役5名以内を含む）程度が適正と考えております。
取締役は当社の各事業分野に精通した者、監査等委員である取締役は必要となる各専門分野に精通した者が適切なバランスで選任されるように努めております。

【補充原則４－11②．取締役の他の上場会社の役員兼務状況】
社外取締役を含め、全取締役の他社での兼務状況は株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示を行ってまいります。

【補充原則４－11③．取締役会全体の実効性の分析・評価、結果概要の開示】
当社は各取締役の自己評価を参考にし、指名・報酬諮問委員会において各事業年度の取締役会の実効性について分析・評価を行っております。
なお、当該評価結果の概要の開示につきましては今後、検討してまいります。

【補充原則４－14②．取締役に対するトレーニングの方針】
当社は取締役全員に対して定期的に時勢に応じた知識の習得に向けた研修を行うこと、ならびに、それぞれの担当分野について外部セミナー等に参加し、新しい知識の研鑽に努めることを基本方針としております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との信頼関係を築くことをコーポレート・ガバナンスの基本方針の1つとしており、資本コストを考慮した研究開発投資、生産設備投資、物流投資、営業投資、M&A 投資等への経営資源の配分を計画し、わかりやすく説明する予定です。体制としては、経営企画部をIR主管部署としています。決算説明会を年に2回開催するとともに、逐次、現場見学会やスモールミーティングを実施します。詳細は、当社ホームページに開示する予定です。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
細沼　順人	978,771	71.79
細沼 菜穂子	233,138	17.10
成友興業従業員持株会	22,900	1.68

細沼 理恵	16,791	1.23
多摩信用金庫	4,500	0.33

支配株主（親会社を除く）の有無	細沼　順人
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 メイン
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、基本的に支配株主との取引は行わない方針ですが、当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、取締役会において当該取引自体の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性を慎重に確認の上、取締役会等において十分に検討した上で意思決定することとしております。また、支配株主との取引が開始された後も、当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性を慎重に確認し、毎期、取締役会の承認を得ることで、少数株主の利益の保護に努めてまいります。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
滝澤 (旧姓:岩渕) 恵理	弁護士											
小林　寛	他の会社の出身者											
島田　啓三	他の会社の出身者								△			
遠藤　幸子	弁護士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝澤 (旧姓:岩渕) 恵理		○	―	滝澤恵理氏は、企業のリスクマネジメントについて豊富な知見を有していることを踏まえ、社外取締役に選任し、また、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いものと判断し、指定しております。
小林　寛	○	○	―	小林寛氏は、長年にわたり証券市場において株式公開指導を行った経験と豊富な知識を有していることを踏まえ、社外監査等委員に選任し、また、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いものと判断し、指定しております。
島田　啓三	○	○	島田啓三氏は、当社が2020年3月まで組合員であった「建設廃棄物協同組合」の理事長を2019年5月まで務めました。(会員数60社　2022年1月時点) 当社は会費として月額4万円を支払っておりましたが、他の会員と同様の金額であります。	島田啓三氏は、官庁・大手建設会社・環境関連業界団体に長く在籍しており、その豊富な経験・知識等から、環境事業・建設事業の両面から適宜助言又は提言を得るため、社外監査等委員に選任し、また、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いものと判断し、指定しております。
遠藤　幸子	○	○	遠藤幸子氏は、2021年4月に元従業員に関連する雇用関係の示談を進めるにあたり、代理人として依頼したものであり、金額については、示談の対象と着手金の相場を照らし合わせて決定しました。	遠藤幸子氏は、弁護士・税理士としての豊かな経験により、高い見識を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査等委員に選任し、また、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いものと判断し、指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を指定しておりませんが、監査等委員が必要とした場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員を補助すべき使用人を置くこととしております。
なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、社長直轄の監査室に専任の担当者1名を設置し、会計監査、業務監査を着実に実施しております。また、内部監査担当者は監査等委員及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。
内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。
監査室と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。
また、監査等委員は、定期的な監査等委員会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、監査室と意見及び情報の交換を行っております。更に監査等委員は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

－

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの役員及び従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値の向上を木庭として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。なお、有価証券報告書におきまして、役員区分ごとの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く。)の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬諮問委員会における評議を反映して、取締役会より授権を受けた代表取締役社長が一定の基準に従い決定しております。取締役(監査等委員)の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局である総務部が取締役会の資料を事前に配布しており、必要に応じて、事前説明を行います。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポ―レート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、2018年12月20日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として監査室を設置し、対応を行っております。

また、外部の視点からの経営監督機能を強化するため、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名、社外取締役(監査等委員)3名を

選任しております。
　これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

a. 取締役及び取締役会
　当社の取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役監査等委員3名）の合計11名により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、各業務執行取締役から業務執行状況の報告を適時に受け、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。

b. 取締役（監査等委員）及び監査等委員会
　当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名（社外監査等委員）と非常勤監査等委員2名（社外監査等委員）により構成されており、常勤監査等委員である小林寛を議長と定めております。毎月2回の他、必要に応じて監査等委員会を開催しております。監査等委員は、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。
　監査等委員は取締役会及びその他重要な会議に出席する他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役が取締役会の議決権を有し、また過半数の社外取締役で構成される独立性の高い監査等委員会が内部監査担当部門である監査室及び会計監査人と適切に連携して監査を行い、業務の適正性及び内部統制の実効性を確保することで、経営に対する監査・監督機能の更なる強化を図り、中長期的な企業価値の向上を実現するための機関設計として本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が議題の検討に十分な時間が確保できるように、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が9月であるため、他の上場企業の多くが株主総会を開催する6月ではなく12月が開催月となっております。一般的に言われる集中日の開始は当然に避けられるものと考えておりますが、アクセスの良い場所で開催する等、より多くの株主が出席できるように配慮していく所存です。
電磁的方法による議決権の行使	今後実施する予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、今後、WEBサイトで公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催する予定であります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報取扱責任者を取締役常務執行役員、適時開示担当部署を財務経理部ならびに経営企画部とし、IR担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動指針において、ステークホルダー(利害関係人)の立場を尊重し、顧客･取引先･社員･株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係を維持することに努める旨を規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の事業は、環境事業･建設事業ともに、環境への負荷軽減及び社会貢献が大きな使命となっている事業であり、環境保全及びCSR活動等には積極的に取り組んでおります。その活動結果について、毎年CSR報告書を作成し、当社ホームページ上に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要と考えております。そのため、当社ホームページ、決算説明会等で情報開示を行う方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適性を確保するための体制を以下の通り整備しております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制基本規程を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行っております。

(b) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

(c) コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「リスク･コンプライアンス規程」を定め周知徹底を図るとともに、リスク･コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築･維持、意識の向上に努めております。

(d) 監査室は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書 (電磁的記録を含む。) として記録し、社内規程に基づき保存及び管理する体制としております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスク･コンプライアンス規程」を定め、必要に応じてリスク･コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月１回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。

また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

e．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、当社の取締役を子会社の監査役として任命しております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行っているほか、当社監査室が定期的に監査し、その監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告することとなっております。

f．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性を確保することとしております。

g．取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人は、当社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

h．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

(b) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

(c) 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

i．財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制
当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその体制について次のとおり整備しております。
反社会的勢力との関係を遮断するための体制
(a) 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断しております。
(b) 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。
・反社会的勢力対応部署の設置
・外部専門機関との連携体制の確立
・反社会的勢力調査マニュアルの制定
・暴力団排除条項の導入
・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立
・暴追都民センターに賛助会員として加入

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

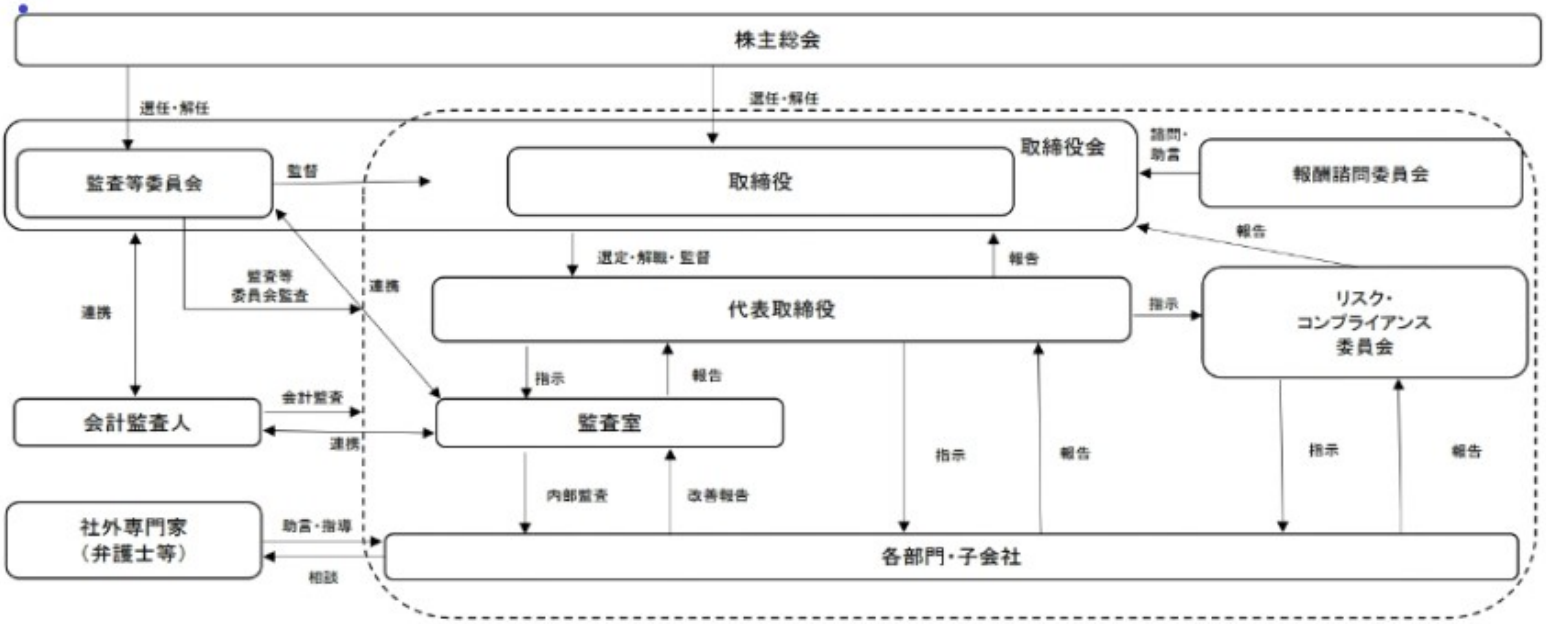

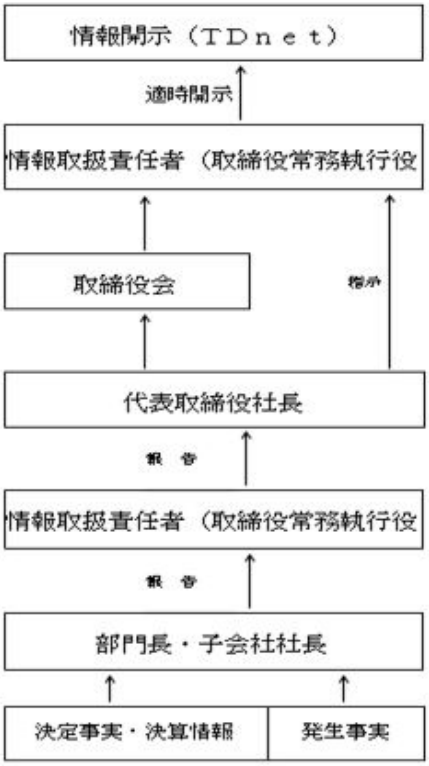
情報開示（ＴＤｎｅｔ）
適時開示
情報取扱責任者（取締役常務執行役
取締役会
指示
代表取締役社長
報告
情報取扱責任者（取締役常務執行役
報告
部門長・子会社社長
決定事実・決算情報
発生事実